

阿久根の魅力発信業務委託プロポーザルに係る質問に対する回答

令和3年9月29日 阿久根市

	項目	質問	回答
1	阿久根の魅力発信業務委託プロポーザル実施要綱 2 提案者に要求される資格要件	提案者に要求される資格要件(2)につきまして、弊社は物品の購入等に係る入札参加登録者名簿に登録がありませんが、企画提案書等の提出締切日までに登録することで、プロポーザルへの参加が可能となりますでしょうか。	提案者に要求される資格要件(2)については、お見込みのとおりです。
2	阿久根の魅力発信業務委託に係る仕様書3(1)イ	「全国的に知名度の高い人物をメッセージャーとして起用する」とありますが、動画等の配信・利用に関して2022年度以降の著名人への利用費用はどのようにお考えでしょうか。	メッセージャーを起用して作成された動画等の利用期間は公開から1年間とし、当該期間におけるメッセージャーの利用に係る経費を計上してください。 なお、当該期間終了後も本市が動画等の配信・利用を予定する場合には追加費用について協議させていただき、必要に応じて予算措置を検討いたします。
3	阿久根の魅力発信業務委託に係る仕様書3(1)イ	メッセージャーとしてタレントを起用する場合、契約期間はいつまででしょうか。また、契約期間終了後、制作物の使用を延長する場合の追加費用(今回の委託価格には含まない)を申請することは可能でしょうか。	
4	阿久根の魅力発信業務委託に係る仕様書3(1)イ	全国的に知名度の高い人物(タレント)を起用する際、使う媒体と使用期間によって費用が変わってくるので具体的に教えていただきたいです。	
5	阿久根の魅力発信業務委託に係る仕様書3(2)(3)(4)	電子雑誌、パンフレット、イメージ動画の公開予定がお決まりでしたらお知らせください。	電子雑誌、イメージ動画の公開予定日については契約後に協議することになりますが、年度内において可能な限り早く公開したいと考えております。
6	阿久根の魅力発信業務委託に係る仕様書3(3)	パンフレット20,000部は、商工観光課への一括納品でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	阿久根の魅力発信業務委託に係る仕様書3(4)エ	イメージ動画についてURLを市に提供とありますが、動画のデータ納品とは違うのでしょうか。	お見込みのとおり、動画のデータ納品とは違います。